# 東京都内の悪臭規制について(1/2)



東京都では悪臭に関する規制として、悪臭防止法による規制、及び、都民の健康と安全を 確保する環境に関する条例(以下、環境確保条例)による規制があります。また、これらの 規制の他に、建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱(以下、指導要綱) が策定されています。

## <悪臭防止法による規制>

平成22年5月現在

規制方法	臭気指数規制
規制地域	東京都のうち、特別区(23区)及び島しょ地域を除く地域 23区の規制は区長が独自に規制地域や規制基準を定めることとされています*。
規制対象	工場その他の事業場 (事業活動を営んでいるものすべて)
適用範囲	その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるとき (周辺住民からの苦情が発生しているとき)

次の表に掲げる相制其準が適用されます

1/V) 12 (C	<b>火り衣に拘ける規則基準が適用されます。</b>						
区域の 区分		煙突等気体排出口					
		排出口	実高さ 15 1	m 未満	排出口実高	さ 15 m 以上	
			排出口の		排出口の	排出口の	
	敷地	排出口の	口径が	排出口の	実高さが	実高さが	排出水
	境界線	口径が	0.6 m	口径が	周辺最大	周辺最大	7915四/17
		0.6 m	以上	0.9 m	建物高さ	建物高さ	
		未満	0.9 m	以上	の 2.5 倍	の 2.5 倍	
			未満		未満	以上	
第一種	臭気指数	臭気指数	臭気指数	臭気指数	$q_t =$	$q_t =$	臭気指数
区域	10	31	25	22	$275 \times \mathrm{Ho^2}$	357 / F <sub>max</sub>	26
第二種	臭気指数	臭気指数	臭気指数	臭気指数	$q_t =$	$q_t =$	臭気指数
区域	12	33	27	24	$436 \times \text{Ho}^2$	566 / F <sub>max</sub>	28
第三種	臭気指数	臭気指数	臭気指数	臭気指数	$q_t =$	$q_t =$	臭気指数
区域	13	35	30	27	$549 \times \text{Ho}^2$	712 / F <sub>max</sub>	29

規 制 基 準 偱

- ・q<sub>t</sub>は、排出ガスの臭気排出強度(単位 m³<sub>v</sub>/min) を表します。
  - q<sub>t</sub>=臭気濃度×乾き排出ガス量 (m³<sub>N</sub>/min)
- ・H<sub>0</sub>は、排出口の実高さ(単位 m)を表します。
- ・ Fmaxは、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位 s/m³ N) で、悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する方法により算出された 値を示します。
- ・ 区域の区分は、土地の用途により以下のように分けられます。

ア 第一種地域:第二種、第三種以外の地域

イ 第二種地域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、これらの地域に接する 地先及び水面

ウ 第三種地域:工業地域、工業専用地域、これらの地域に接する地先及び水面

※ 現在独自の基準を定めている区は無いため、東京都全域に同じ規制基準が適用されます。

## The Knights of Environmental Science ■事業内容■ 内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817 URL: www.knights.co.ip

①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 ②ビル管理に伴う水質検査·空気環境測定 ⑥絶縁油中のPCB分析 ③水道法第20条に基づく水質検査 ④製品開発・品質管理に伴う化学分析

⑤アスベスト分析 ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



# 東京都内の悪臭規制について(2/2)



## <環境確保条例による規制>

平成22年5月現在

規制方法	臭気指数規制
規制地域	東京都全域(島しょを含む)
規制対象	工場・指定作業場
適用範囲	工場の設置認可・変更認可及び指定作業場の設置届・変更届の際の審査時 (ただし、島しょ地域については、苦情が発生している場合にも適用)
規制基準	悪臭防止法によるものと同じ

### <要綱による指導>

平成22年7月現在

東京都は、指導要綱により建築物の排水槽から発生する悪臭の防止を指導しています。

指導地域	東京都全域(島しょを含む)
指導対象	建築物の所有者、占有者又は管理者
指導内容	排水槽の構造や清掃、点検の頻度など。 例えば、排水槽は少なくとも 4 ヶ月に1回清掃を行うこと、1 ヶ月に1回 点検を行うこととされています。
臭気に関する 指針値	排水槽に貯留する汚水、または雑排水を排除しようとする場合は、次の 指針値に適合するよう努めることを求められます。なお、測定法としては 検知管法などの簡便な方法の適用が可能です。 一.排水時の公共汚水ます等の内部の空気に含まれる硫化水素が 10ppm以下 二.排水に含まれる硫化水素が、2 mg/L 以下

当社では敷地境界及び排出口における臭気指数の測定を行っております(\*排出水の 臭気指数の測定は行っておりません)。詳しくは、当社 分析担当者 佐藤(亮)、杉山 (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線382、435) までお気軽に お問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science ■事業内容■ 内藤環境管理株式会社

①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 ②ビル管理に伴う水質検査·空気環境測定 ⑥絶縁油中のPCB分析 ③水道法第20条に基づく水質検査 ④製品開発・品質管理に伴う化学分析

⑤アスベスト分析 ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

